

別紙

林業用手持機械型式別振動・騒音測定値（鋸断時）一覧表

チェーンソー

会社名及び 型式名	排気量 cm ³	装備重量 (乾燥重量) kg	騒音 レベル dB(A)	振 動			測定時 回転数 rpm
				加速度 m/s ² (G)	周波数 Hz	測定個所及 び振動方向	
新ダイワ工業(株) 新ダイワ E1045GS	44.6	6.3 (4.7)	98.5	15.3 (1.6)	125	前ハンドル 上下方向	8,000

(注)

- 1 振動加速度及び騒音レベルの測定は、「チェーンソーの規格」(昭和52年9月29日労働省告示第85号)別表第1「振動加速度の測定方法」及び別表第2「騒音レベルの測定方法」に定める方法により測定した。
- 2 振動加速度の数値は、それぞれの型式中の最大値を掲載した。
- 3 騒音レベル値は、オーバーオール値を示した。
- 4 排気量及び乾燥重量は、メーカーの公表数値である。
- 5 検査期間は平成16年8月24日である。

[参考資料]

1 . 公表の目的

昭和40年代前半から、振動障害による白ろう病が問題となってきたことから、昭和52年に当時の労働省において、労働安全衛生法に基づいてチェーンソーの規格が定められました。

林野庁では、林業機械の安全性能等を確保し、林業における労働安全性の向上を目指すとともに、性能の良い林業機械の導入、普及を図る目的から、林業用手持機械の振動・騒音測定規程に基づき性能検査を行い、その結果を広く一般に公表しています。

2 . 関係法令等

(1) 労働安全衛生法 (抜粋)

第42条 (譲渡等の制限等)

特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(2) 労働安全衛生法施行令 (抜粋)

第13条 (厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

法第42条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。

二十九 チェーンソー (内燃機関を内蔵するものであって、排気量が四十立方センチメートル以上のものに限る。)

(3) チェーンソーの規格(昭和52年9月29日労働省告示第85号)

第1条(振動の限度)

チェーンソー(労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号)第13条第29号に掲げるチェーンソーをいう。以下同じ。)は、別表第1に定める測定方法により測定された、振動加速度の最大値が29.4メートル毎秒毎秒以下のものでなければならない。

第2条(ハンドガード)

チェーンソーは、ソーチェーンの切断等の際にソーチェーンにより後ハンドルの手に生ずる危険を防止するためのハンドガードを備えているものでなければならない。

第3条(キックバックによる危険防止装置)

チェーンソーは、キックバックを防止するための装置又はキックバックに伴うソーチェーンによる危険を防止するための装置を備えているものでなければならない。

第4条(表示)

チェーンソーは、見やすい箇所に次の事項が表示されているものでなければならない。

- 一 製造者名
- 二 型式及び製造番号
- 三 製造年月
- 四 排気量
- 五 重量(のこ部を除き、かつ、燃料タンク及びオイルタンクが空である状態における重量をいう。)
- 六 振動加速度(別表第1に定める測定方法により測定された振動加速度の最大値をいう。)
- 七 騒音レベル(別表第2に定める測定方法により測定された騒音レベルをいう。)

注：別表第1、第2は省略

(4) 林業用手持機械の振動・騒音測定規程(抜粋)

林業用手持機械(チェーンソー・刈払機等)の振動及び騒音の測定は、この規定により実施するものとし、これにより難しい場合は、林業機械振動等対策委員会設置要領(昭和50年10月1日付け林野普第216号)第1に規定する林業機械振動対策委員会(以下「委員会」という。)の審議によるものとする。

第1 測定手続

1(略)

2(公表)測定結果については、これを公表するものとする。ただし、市販申告のあった機械に限るものとする。